



実施します

11月～平成23年3月

口座振替キャンペーン

↓納税課 ☎775-5135 FAX775-9846

口座振替推進員が訪問

安心・快適な暮らしを実現するために必要な市税。ついうっかり納付期限を忘れてしまったり、仕事が忙しく窓口に行くことができなかったりという声もよく聞かれます。

そこで、皆さんに安全・安心・便利な「口座振替」をお勧めしています。

11月から平成23年3月まで、市から委託された「口座振替推進員」(株エヌ・ティ・ティ・ソルコに委託)が直接自宅に伺って口座振替の説明・推奨を行います。

安全・安心・便利な口座振替を

口座振替は、納期限に指定の預貯金口座から自動引き落としで、納税する方法です。

安全・便利・・・現金を持って金融機関などに行く必要がなくなり、窓口で待たされることもなく、とても便利です。

安心・・・納付期限を過ぎて、延滞金を支払うことがなくなります。

心配無用・・・万が一、残高不足で引き落としができなかったときは、口座振替不能通知書で連絡し、その用紙でコンビニなどで支払いができます。

延滞金ってどのくらい掛かるの？

納期限を過ぎた翌日から1カ月を経過する日までの期間は年4・3% (毎年変わることがあります)、それ以降は年14・6%の割合で延滞金が掛かります。

口座振替推進員が説明

キャンペーン期間中、口座振替推進員が口座振替をしていない家庭を直接訪問して口座振替の申し込みの説明をします。

申し込み

口座振替依頼書と郵送用封筒を渡します。①～③のいずれかの方法で申し込みください。

- ①依頼書を郵送用封筒に入れ、口座振替推進員に渡す。
- ②直接金融機関の窓口で手続きする。

③市役所納税課(〒362-8501本町3-1-1)へ郵送する(切手不要)。
※今回、口座振替の申し込みができるのは、市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の市税と国民健康保険税です。

ご注意ください！

口座振替推進員が直接口座番号などを聞いたり、税金を預ったりすることはありません。口座振替推進員は身分証明書と腕章を携帯・着用しています。

口座振替推進員

口座振替推進員は、下のようない身分証明書を携帯しています。

身分証明書(見本)

身分証明書
氏名 _____
この者は、上尾市口座振替推進員であることを証明する。
任命期間 年 月 日から 年 月 日まで
年月日 上尾市長 島村 稔 印

推進員が着用している腕章

(見本)

口座振替推進員
上尾市

「振り込め詐欺」にご注意!

市が口座を指定して振り込みを求めたり、ATM(現金自動預払機)の振り込み操作を指示したりすることは絶対にありません。このような振り込め詐欺には十分注意してください。



パート・アルバイトの 収入と税金

所得税の問い合わせ⇒上尾税務署(☎770-1800)
住民税の問い合わせ⇒市民税課(☎775-5131・FAX775-9846)

●給与収入に対する税

パートやアルバイトなどで得た収入は給与所得として所得税や住民税(市・県民税)の課税対象になります。税金の種類により算出方法が異なるので注意が必要です。

①**所得税** 所得税の計算は、パートやアルバイトの1年間(1月1日～12月31日)で得た収入から、給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた金額に定められた税率を掛けて算出します。

【例】給与収入が120万円でほかに所得がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入) - 65万円(給与所得控除) - 38万円(基礎控除) = 17万円(課税所得金額)

17万円(課税所得金額) × 5% (税率) = 8,500円(所得税額)

※給与所得控除額や税率は、金額により異なります。

②**住民税(市・県民税)** 住民税には均等割と所得割があります(表1参照)。

均等割 / 前年の合計所得金額が31万5,000円(給与収入96万5,000円)を超えると、**年額4,000円**の均等割が課税されます(所得控除が基礎控除だけの場合)。

所得割 / 前年の総所得金額等が35万円(給与収入100万円)を超えると課税されます(所得控除が基礎控除だけの場合)。算出方法は、原則として所得税と同じですが、基礎控除33万円など**所得控除の額と税率が異なります**。

——ご注意ください——

所得税と住民税(市・県民税)では、課税が発生す

【表1】給与収入に対する住民税額速算表(所得控除が基礎控除だけの場合)

給与収入 (万円)	給与所得 (万円)	平成23年度住民税額 (円)		
		所得割額	均等割額	年税額
0～96.5	0～31.5	0	0	0
100	35	0	4,000円 (年額)	4,000
103	38	2,500		6,500
110	45	9,500		13,500
115	50	14,500		18,500
120	55	19,500		23,500
125	60	24,500		28,500
130	65	29,500		33,500

※所得割額は給与所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額に10%の税率を掛け、さらに人的控除額の差(この場合は5万円)を調整するために5%分である2,500円を減額しています。
※人的控除額の差=基礎控除や扶養控除などの「人的控除」は、所得税と住民税では控除額に差があります。例えば基礎控除の場合、所得税の控除額は38万円ですが、住民税は33万円です。

る金額が異なります。収入が給与収入だけで、所得控除が基礎控除だけの場合、住民税は96万5,000円を超えると課税対象になりますが、所得税は103万円を超えると課税対象になります。

【例】給与収入が120万円でほかに所得がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入) - 65万円(給与所得控除) - 33万円(基礎控除) = 22万円(課税所得金額)

22万円(課税所得金額) × 10% (税率) - 2,500円(調整控除) = 1万9,500円(所得割)

1万9,500円(所得割) + 4,000円(均等割) = 2万3,500円(住民税額)

※給与所得控除額は金額により異なりますが税率は一律10%です。

——調整控除とは——

税源移譲によって生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の差額による負担増を調整するための控除です。この控除額は、人的控除の内容や、課税所得金額により、金額が異なります。

●配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者の所得に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられる場合があります(表2参照)。

夫(妻)に所得があり、配偶者の給与(パート・アルバイト)の収入が年間103万円以下なら配偶者控除38万円(住民税は33万円)、103万円を超えて141万円未満なら配偶者特別控除(金額は所得税・住民税とも収入により異なる)を所得控除として差し引くことができます。ただし、夫(妻)の合計所得が1,000万円(年間給与収入で約1,231万円)を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

【表2】パート収入に対する所得税の配偶者控除額、配偶者特別控除額

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38(33)万円	—
103万円超105万円未満	—	38(33)万円
105万円以上110万円未満	—	36(33)万円
110万円以上115万円未満	—	31(31)万円
115万円以上120万円未満	—	26(26)万円
120万円以上125万円未満	—	21(21)万円
125万円以上130万円未満	—	16(16)万円
130万円以上135万円未満	—	11(11)万円
135万円以上140万円未満	—	6(6)万円
140万円以上141万円未満	—	3(3)万円
141万円以上	—	—

※()は住民税の控除額です。



路上喫煙禁止区域を指定

⇒生活環境課 ☎775-6940

☎775-9927

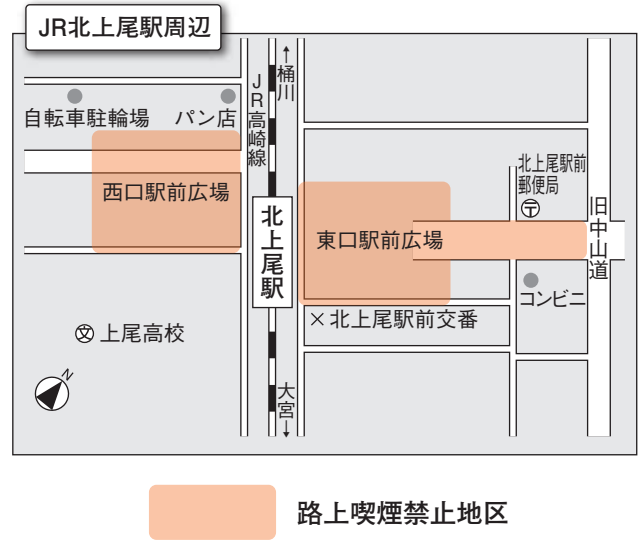
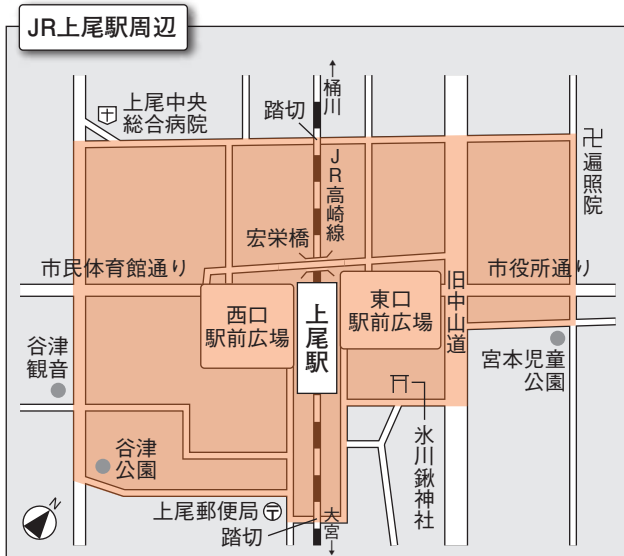
啓発パトロール員が巡回

路上喫煙は、特に駅周辺の人込みなどで他人にやけどを負わせる可能性がある危険な行為です。その被害を未然に防ぐために規制を行い、市民の皆さんの身体・財産の安全を守ることを目的に、ことしの3月定例会市議会で「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」を定めました。

条例の施行は平成23年3月1日(火)からです

が、今回、JR上尾駅・北上尾駅周辺について下図のとおり路上喫煙禁止区域を指定しました。禁止区域内の路上などでは終日禁煙となります(各駅の東・西口駅前広場に指定喫煙所を設置する予定です)。

なお、11月下旬から啓発パトロール員が巡回して、路上喫煙禁止区域をお知らせする予定です。ご協力をお願いします。



路上喫煙禁止地区

保留地公売 全10区画

大谷北部第二土地区画整理組合では、保留地を公売します。

保留地公売案内書は、区画整理課(市役所5階)と同土地区画整理組合事務所で配布しています。保留地は購入後、直ちに使用できます。詳しくは、同土地区画整理事務所へお問い合わせください。

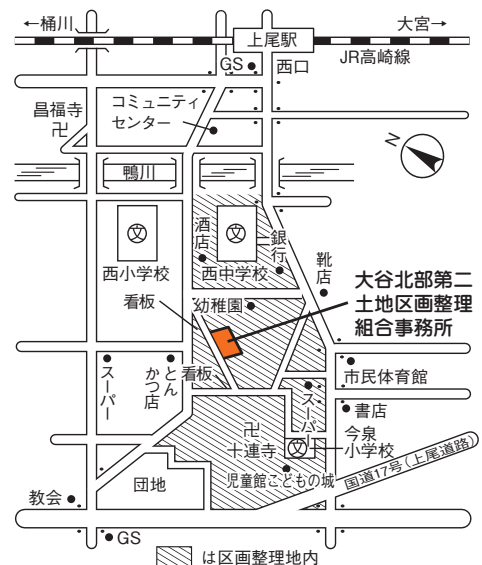
大谷北部第二土地区画整理組合(抽選)

所在地 今泉19番地1 (☎781-8211・☎781-8370)

▶対象 個人 ▶抽選申し込み 11月25日(木)~12月1日(水)午前10時~午後4時(土・日曜日も受け付け)

▶抽選会 12月5日(日)午前10時~(9時30分から受け付け)

No.	面積(m ²)	単価(円/m ²)	総額(円)
1	149.48	122,000	18,236,560
2	149.37	122,000	18,223,140
3	149.34	128,000	19,115,520
4	134.65	114,000	15,350,100
5	138.55	141,000	19,535,550
6	154.16	138,000	21,274,080
7	211.74	111,000	23,503,140
8	141.29	132,000	18,650,280
9	213.93	111,000	23,746,230
10	231.88	140,000	32,463,200



※市ホームページにも詳細を掲載しています。

<http://www.city.ageo.lg.jp/> ⇒各課からこんにちは⇒区画整理課⇒担当ページ⇒保留地公売⇒大谷北部第二土地区画整理組合



平成23年4月の 保育所入所申し込み

⇒子ども家庭課 ☎775-5121
☎774-5342



平成23年4月入所の保育所申し込みの受け付けは、**12月1日(水)～17日(金)**です。

▼対象保育所 市立/16カ所、私立/12カ所の認可保育所(園)(表1参照)

▼入所できる基準 乳幼児の保護者が日中保育できない状況にあり、ほかの同居の家族もその乳幼児の保育に当たることができない次の①～⑤のような場合

- ①保護者が日中働いている
- ②母親が妊娠中か出産後間もない(出産予定月の3カ月前から出産月の3カ月後までの間)
- ③保護者が疾病や負傷または心身に障害がある
- ④保護者が常時病人や障害者(児)などの介護をしている
- ⑤火災や風水害、地震などの復旧作業をしている

【表1】保育所(園)一覧

No.	保育所名	所在地	電話	対象年齢	定員	特別保育
1	上尾保育所	本町 4-13-1	771-1556	生後57日以上	100人	
2	原市保育所	原市 3533	721-0519	1歳6カ月以上	70人	
3	西上尾第一保育所	小敷谷 845-1	725-1200	1歳6カ月以上	80人	
4	原市団地保育所	原市 3336	721-2298	1歳6カ月以上	60人	
5	上尾西保育所	春日 2-20-3	772-3544	生後57日以上	120人	一時保育
6	西上尾第二保育所	小敷谷 77-1	726-0282	6カ月以上	105人	
7	しらこぼと保育所	上 374-1	774-6310	1歳以上	80人	
8	あたご保育所	愛宕 2-23-22	774-8079	6カ月以上	125人	
9	かわらぶき保育所	瓦葺 2248	721-5858	生後57日以上	90人	一時保育
10	大谷保育所	西宮下 4-380-3	775-2550	6カ月以上	90人	
11	大石保育所	泉台 2-14-11	775-2553	1歳以上	60人	
12	小敷谷保育所	小敷谷 723-1	726-2698	6カ月以上	90人	
13	原市南保育所	原市 4166	722-3808	6カ月以上	70人	
14	緑丘保育所	緑丘 2-3-19	773-9865	6カ月以上	80人	
15	上平保育所	西門前 498-1	775-7047	6カ月以上	80人	
16	畔吉保育所	畔吉 1319-1	725-5400	6カ月以上	80人	
17	紅花保育園	久保 362-3	775-4451	6カ月以上	90人	
18	さつき保育園	菅谷 43-1	775-8676	生後57日以上	90人	一時保育
19	保育園アミ・クレイシュ	浅間台 1-18-30	777-0234	6カ月以上	60人	一時保育、休日保育
20	白ばら学園こどもの家	小敷谷 1027-28	780-7222	3カ月以上	60人	一時保育
21	向山保育園	向山 4-3-21	725-3350	4カ月以上	60人	一時保育
22	すくすく保育園	小敷谷 77-1	783-7001	4カ月以上	90人	一時保育
23	こどもの園 プラムハウス	西宮下 1-16-1	776-6771	4カ月以上	90人	一時保育
24	ゆうゆうくじら保育園	原市 3870-1	721-3781	生後57日以上	90人	病後児保育
25	姉崎が'う'中妻園	中妻 5-28-1	779-2258	生後57日以上	60人	一時保育
26	ころぼっくる保育園	小泉 627-1	771-2701	生後57日以上	90人	一時保育、病後児保育
27	ゆうゆうくじら第2保育園	原市 4004-1	722-6111	生後57日以上	60人	一時保育
28	ころぼっくる第2保育園	上野567	726-6713	生後57日以上	36人	

※対象年齢は平成23年4月1日現在です。
※28 ころぼっくる第2保育園は平成23年4月開園します。平成23年度は3歳まで、平成24年度以降は、年齢拡充予定です。

【表2】契約家庭保育室一覧

No.	保育室名	所在地	代表者名	電話番号	契約定員
1	たけうま保育所	小泉 35-3	卯月 禮子	781-0446	20人
2	エンゼル愛児園	向山 4-6-18	武田 栄子	725-0137	20人
3	ぼっぼの家保育園	仲町 2-2-15	萩原 澄子	773-9431	13人
4	ゆうゆう保育室	原市中 3-1-10 ランスビル	本田 直子	721-3732	54人
5	自然食・ぼっかぼか森保育室	平塚 2444-263	市毛久美子	774-6526	13人
6	ろんぱーる一む	柏座 2-4-28 エリア赤熊2階	武田 栄子	776-5786	30人
7	きらきら夢ランド上尾園	仲町 2-13-20	村上 幸子	773-5834	30人
8	あおぞら保育園	上尾下 888	小田川めぐみ	775-0403	21人
9	かたくり保育室	中妻 2-8-13	糟谷 順子	774-2770	10人
10	第二かたくり保育室	泉台 1-19-16		774-5926	8人
11	バンビーナ上尾園	上町 1-4-19 安藤ビル1階	外石 裕美	776-2110	19人
12	バンビーナ北上尾園	原新町 5-9 イーアルビル1階		774-0211	16人
13	ナーサリー de アンジエ	小敷谷 862-10		782-0810	10人

家庭保育室の申し込み
28カ所の保育所(園)のほか、市で運営費の助成などを行い、家庭の雰囲気を取り入れて乳幼児の保育を行う契約家庭保育室が13カ所あります(表2参照)。
0～2歳を対象に、保育所(園)入所要件に該当して入所している場合、市の保育料との差額(所得に応じて限度額あり)を助成していただきます。入室を希望する人は、各家庭保育室へ直接お問い合わせください。

※入所基準を基に、入所希望者の家庭状況や保育に欠ける状況を総合的に判断して入所を決定します。
▼申し込み 入所を希望する児童を同伴の上、次の①～④の書類①～③は子ども家庭課(市役所2階⑤番窓口)、各保育所(園)、各支所・出張所にある)と母子健康手帳を用意して、子ども家庭課へ

- ①保育所入所申請書
- ②家庭状況票
- ③保護者の勤務証明書(病気の場合は医師の診断書)
- ④平成22年分の源泉徴収票または所得税の確定申告書の控え(所得税が非課税の場合は、平成22年度の住民税課税証明書または非課税証明書)
- ※④は平成23年3月15日(火)までに提出してください。



第11回

あげおヒューマンライツミーティング21

↓人権推進課(☎775-5117・FAX775-9819)

12月4日(土)～10日(金)の第61回人権週間には、全国各地で啓発事業などさまざまな行事が取り組まれます。市でも、市内で活動する人権グループが企画・運営する交流事業など、多彩な催しで構成する人権の集い「第11回あげおヒューマンライツミーティング21」を開催します。

人権が尊重される社会を築くため、市民の活動や交流の中から、子ども・障害者・外国籍市民・同和問題などの人権課題を身近に考える動きが広がっています。差別や偏見をなくし、人に優しいまちづくりを進めましょう。

▼とき 12月4日(土)正午～午後4時30分

▼ところ コミュニティセンター

▼内容 ホール／「ムーミン谷のコンサート」、人権標語・作文表彰式、渡邊寛さん(右下写真)の講演「暮らしの中のヒューマンライツ(人権)」社会はどう見ている?子連れの親子(リアルモラル)さつき、そのバスでおきたこと」ロビー／人権啓発資料展、障害者授産施設製品販売コーナーなど 集会室ほか／人権グルー

プの紹介・交流(下表参照)

▼入場料 無料

※当日は手話通訳と1歳～就学前の児童を対象とした保育(有料)があります。保育を希望する人は、12月2日(木)までに直接または電話で人権推進課へ申し込んでください。



講演会(昨年度)



コンサート(昨年度)

団体名	内容	会場	時間	
ワークショップ	上尾市国際交流協会	ミニ講演会「世界でおこっている人権問題～命の重さ、自由の重さ」	集会室1	午後1時10分～2時20分
	ハッピースマイル	スポーツ体験と展示「一緒に楽しもう!ポッチャ体験」	集会室2	
	もり杜の家	活動紹介「精神障害って?～杜の家の活動から」	集会室3	
	手をつなぐ親の会	座談会「それぞれの一歩～社会での受け入れ体制は・・・」	集会室4	
	たんぼぼ	マリバコンサートと展示「天使からの贈り物2010～みんなで音を楽しもう」	視聴覚室	
	部落解放同盟	展示とビデオ上映「部落差別の現実から学ぶパート8～狭山事件を知っていますか?」	ロビー	
	認知症キャラバンメイト	展示とビデオ上映「正しく知ろう、認知症～誰もが安心して暮らせるまちを目指して」	アトリエ	
がらがらどん	ミュージカルと音楽遊び「ふしぎの国のアリス2010 in AGEO」	音楽室		
ホールの催し	ムーミンの会	コンサートと交流「心が癒やされるひとときを～身近な曲をクラシックの調で楽しみましょう」※交流はコンサート終了後に別会場で行います。	ホール	正午～午後1時
		人権標語・作文表彰式	ホール	午後2時30分～3時
		人権講演会「暮らしの中のヒューマンライツ(人権)」	ホール	午後3時～4時20分



渡邊 寛さん

【プロフィール】

わたなべ・ゆたか 評論家・NPO法人彩の子ネットワーク理事。雑誌『野性時代』(角川書店)編集長、(財)日本青少年研究所常務理事などを経て現職。著書『子育て未来地図～みんなで子育てするために母親たちがとりくんだこと』(論創社)、『地域と子ども』(『育児の事典』平山宗宏他編 朝倉書店)など。制作VTR『生きる一私たちのSTAND BY ME 物語』'97教育映像祭最優秀作品(毎日EVR)、『子ども虐待防止～あなたにできること』(恩賜財団母子愛育会)など。



11月12日(金)～25日(木)

女性に対する暴力をなくす運動

11月25日(木)は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です。それに合わせて、毎年11月12日～25日の2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間と定めています。

⇒男女共同参画課 ☎778-5111
☎778-5112

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



本来、暴力は性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害します。そして男女が平等で互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

配偶者などからの被害経験

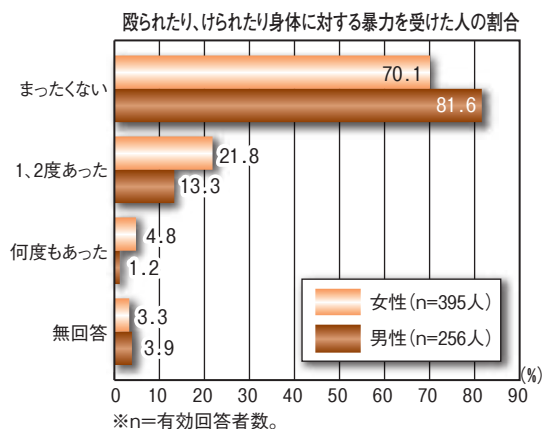
平成21年に行った「上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果では、配偶者などからの被害経験は「まったくくない」という人が全体の7割以上を占めていました。被害経験は、男女ともにありますが、女性の被害経験が上回っている状況です。

殴られたり、けられたりして身体に対する暴力を受けた経験が「何度もあった」4・8%、「1、2度あった」21・8%と経験のある女性を合わせると、26・6%となり、女性の4人に1人が暴力の被害経験者となります(図1・2・3参照)。

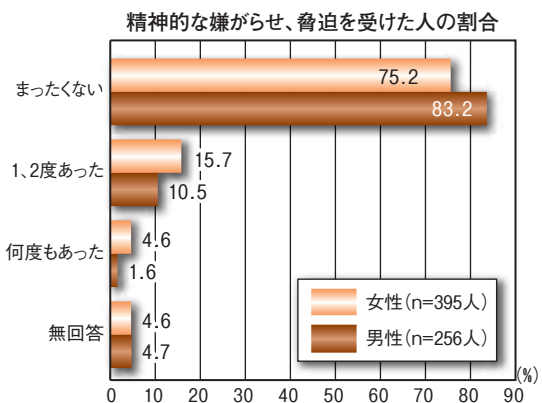
暴力の根絶に向けて

インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は、多様

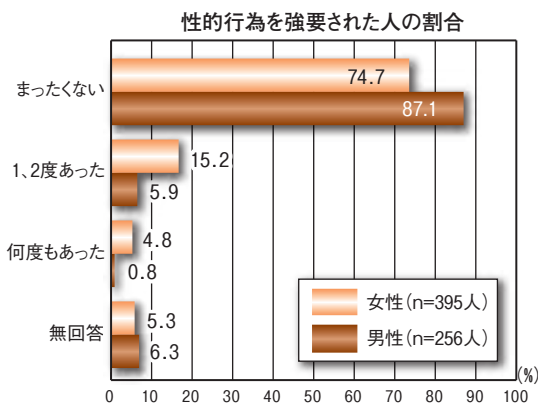
【図1】



【図2】



【図3】



化してきています。また、一部メディアによる有害情報のはんらんなど情報化の進展による新たな問題も発生しています。

女性への暴力は、決して一部の人のだけの問題ではありません。暴力の根絶に向け、暴力を容認しない社会形成が必要です。

これを機会に女性に対する暴力について考え、相手の気持ちを思いやり、互いを尊重し暴力のない社会をつくりましょう。

◆ 人権を尊重した男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進するため、平成22年度で終了する「デュエットプラン21(上尾市男女共同参画計画)」の改定を進めています。

また「女性に対する暴力をなくす」施策についても、調査の結果などを踏まえ、人権尊重の視点に立った幅広い取り組みを進めるために検討を重ねています。